

トピック

阪神大震災 報告

品川区荏原保健所 環境衛生監視員 國弘明子

集合住宅管理組合センターに同行し、集合住宅を中心に被害状況を調査した。以下にその概略を記す。

- ・建築物
1階が駐車場等の柱だけで躯体を支えている建築物の被害が目立った。しかし、建築年次、様式、用途に関係なく、被害の少ない建築物と倒壊した建築物があった。
- ・管理組合
行政は管理組合の話し合いの速度に合わせられるような継続的な相談受付体制を作る必要がある。継続的な体制作りには、学会・団体・企業の協力も不可欠である。
- ・給排水設備
FRP受水槽で、基礎からの衝撃をうまく逃がしているものには、水が残っているように思われた。しかし、排水管がホッパーと連結しているため、鍵を切ってマンホールから水を汲み上げている例や、居住者が水が残っていることに気づかず、使われていない受水槽があった。また、地震発生後しばらくは水道が使えたようで、直結の散水栓が地域に貢献していた。高置水槽の多くは架台に固定されていたが、地上に落ちているものや、塔屋上で架台から外れて転がったままの高置水槽もかなりあった。水道本管や給水設備の普及に対し、排水管や下水道の普及が伴っているのかが不明であった。
- ・仮設トイレ
地域の仮設トイレが足りず、集合住宅の陰で用が足されていた。
- ・廃棄物
家具と一般ゴミの山にガラスの破片が安易に置かれ、収集の困難さがうかがえた。
- ・迷走犬
迷走犬を見かけた。また、はぐれた犬猫が帰って来たときのために、玄関に餌が置かれていた。神戸市役所には、ペットを預かるボランティアの掲示があった。
- ・心理的影響
ショックで「幼児返り」になった幼児がいるという相談を受けた。後日、兵庫県児童相談所に連絡したところ、カウンセラーが訪問してくれるとの回答を得た。
(調査年月日 1995年2月2日～3日)

イベントお知らせ

- ★日本マンション学会横浜大会(横浜市後援) (会員外も入場無料)
日程：1995年4月22日(土)～23日(日)
会場：開港記念館 横浜市中区本庁1-6 JR関内下車神奈川県庁舎向かい
内容：「マンションにおける行政の取り組み」パネルディスカッション
「外国人居住、ペット、公的賃貸住宅の修繕等の研究報告」
「行政の取り組み実務者(4～5自治体・住宅・衛生等)からの報告」他
問い合わせ先：日本マンション学会 東京事務局 TEL 03-3593-3888
又は国立公衆衛生院住宅衛生室 TEL 03-3441-7111 内線277 松本

保健婦を養成する当校で、平成4年度から高齢者保健指導という教科を担当しています。講義や地域実習を通して、高齢者や障害者の暮らしと住環境の関連やその問題について、学生が意識化できるよう、講義の中で住宅の見取り図の描き方を教えています。学生の自宅の見取り図を描き、「もし、高齢の障害者がいたら…」という仮定で問題点をレポートするという演習の他、実習で担当した家庭訪問の事例についても描いてみるよう指導をしているところです。

保健婦が行う家庭訪問は住民ひとりひとりのニーズを捕らえ、個々へのサービス提供という目的の他に、それらの問題を集約して行政対策へと展開するというねらいもあります。学生には、家庭訪問で住宅の見取り図を描きながら、担当した事例の障害や家族を含む生活を知り、抱えている問題を考えていってもらいたいと考えて指導しているのですが…。先日、学生に住宅の見取り図について、アンケートをとったところ、地域実習で住宅の見取り図を描いたことのある学生は40人の学生のうち、3割と行ったところでした。自分で描いたり、訪問事例の検討会等で活用したことのある学生は、「事例の日常動作を他人に伝えやすい」や「生活を阻害する住環境に気づく」等のメリットがあると回答しており、まず描かせることが先決と改めて感じました。まだ保健婦教育を始めたばかりの若葉マークですが、手を変え品を変えながら学生と奮闘していきたいと思っています。

(なお、この試みについては、平成6年度静岡県公衆衛生研究会で発表しています。)

環境衛生監視員の在宅ケアの取り組み

横浜市旭区保健所 環境衛生監視員 吉田 優

1 はじめに

人は年齢をとっても、できる限り住み慣れた地域で、家族や隣人と共に暮らし続ける願いを持っている。

長いあいだ社会の発展に尽くしてきた高齢者が大切にされ、心身共に健康で安心して老後を送ることができるよう、国や自治体によって年々施策の向上が図られているが、高齢者や障害者の居住環境は自立生活を支援していくうえで大変重要な要素である。

最近、日常での生活を安全で、快適に過ごすことができるよう、高齢者等に適した住宅改善が行われるようになってきたが、高齢者対策を推進していく上で居住環境を整備することは、最も具体的で有効な一手段といえる。

2 横浜市の在宅リハサービス

横浜市では、従来から在宅リハビリテーションサービス事業を実施している。この事業では横浜市総合リハビリテーションセンターの医療チーム（医師・理学療法士・作業療法士・ケースワーカー等）が核となり、毎月各区の保健婦・ケースワーカーとリハ専門チームを構成して「重度の身体障害によって生活範囲が家庭内に限られている在宅障害者」宅を訪問し生活の場での機能訓練や、生活指導・生活環境の整備を図り、在宅障害者の自立援助を行っている。

3 横浜市旭区保健所の取り組み

横浜市旭区保健所では、平成5年度からリハ専門チームに環境衛生監視員（以下「環監」という。）が加わり、在宅リハビリテーション事業を実施している。

この事業で環監は、リハ専門チームの訪問以前に保健婦又はケースワーカーとケース宅に訪問し居住環境の実態調査を行っている。

調査では、住宅の見取り図を作成し、日常の居場所や浴室、便所、廊下の段差など、住環境上考慮すべき点を図面上に具体的に明記し、日常生活上の問題点を表現している。

こうして得た問題点から住宅の改善プラン等を具体的にまとめ、予め横浜リハセンターに提供し、住宅改善等に関する事前の調整を図っている。また、実態調査で把握した『健康的で快適な住まい方』の問題点（換気、採光、温度・湿度の不良等）について、在宅療養者とその家族・介護者に住まい方の指導を行いQOLの向上に努めている。

4 虚弱老人対策

旭区では保健・医療・福祉という多職の専門職に環監が加わり、本事業を実施してから既に1年半が経過した。ケースの評価、プラン作成、実施という一連の過程に関わり在宅療養者の自立支援を行ってきたが、高齢化の進展に伴い、高齢者の住環境整備へのニーズが更に高まることが予想されている。

特に、在宅リハサービス制度が適用されない虚弱老人等の住環境整備が問題となるが、この点について旭区では、平成5年度から独自の事業として保健所環境衛生係と福祉事務所が連携し、住宅改善の相談に応じ、アドバイスも行っている。

5 おわりに

在宅ケアに関しては、専門外の環監が住居衛生の分野から多職種と連携・協力し、高齢者の生活に適した環境づくりを行うことで、地域の実情に合わせた事業を展開することができる。

今日、住まいの環境の要因によって寝たきりになる高齢者が多い。そして、こうした在宅要介護老人問題の解決にあたっては、多職種との有機的な連携を確立することが不可欠である。そこで、多くの保健婦に望むことは、ネットワークの確立、対策の検討及び実施にあたり、看護の専門職としてリーダーシップを発揮してほしいことである。

東京都杉並区の住宅改善システム

1994年4月に高齢者住宅改造費助成事業実施要綱を制定

杉並区東保健所 作業療法士 堀川 進

要綱は高齢者福祉の増進を図ることを目的に定めたもので全体は14条からなっているが、その一部を紹介する。

第4条第2項 福祉事務所長は住宅改造助成の申請があったときは、高齢者に係る日常生活動作、心身、所得、住居及び介護等の状況を調査するとともに、改造にあたっての留意点、改造の概要、改造によって期待できる効果等について区の職員である理学療法士、作業療法士、又は保健婦の意見を聞き、居宅寝たきり高齢者等調査書を作成し、速やかに住宅改造費の助成の要否を決定しなければならない。ただし……退院・退所直後または通所中・通所直後であるとき、区職員である理学療法士等の意見を聴くことについては、医療機関の医師、理学療法士作業療法士の意見書を添付することによって、これに代えることができる。

第7条 区長は、次に掲げる要件を満たす者を福祉型住宅改造登録業者として登録することができる。(1)高齢者福祉に理解を有すると認める業者であること。(2)区が行う福祉型住宅改造従事者登録時研修及び財団法人日本リフォームセンター又は東京都社会福祉総合センターが実施する研修で区長が認める研修の修了者がいること(3)申請者からの住宅改造に係る費用の見積依頼を無料で行うこと。(4)略(5)申請者及び世帯員の個人情報を守ることができるものであること。以下略

保健福祉のこの連携システムは急に出来た訳ではなく、6～7年前から積極的に取り組んできた住宅改善指導の実績と、培ってきた保健・福祉相互の信頼関係の構築に基づいている。現在、当区では年間150～160戸の福祉助成による住宅改善を実施しているが、この中には病院スタッフが提案したもののチェック指導も含まれる。

改造施工の受け皿に登録業者制度があるが、閉鎖的な仕組みとなることがないように、家族が選んだ業者の場合、相互理解に努めながら弾力的に運営している。区で行う業者向け研修は、登録時研修の受講希望者が相当数に達した時、年1回以上随時行っている。研修の講師は、区の保健婦、理学療法士、作業療法士、住宅課技術職員、福祉ケースワーカーなどである。講義内容は各種制度の利用法、高齢者・家族の心理、身体状況、介護問題、改造技術、改造事例等が示される。登録時研修は住宅改造の目的と方法の基礎知識を得ることと、行政職員と業者の意志疎通を図ることが目的であるが、実際のトレーニングは、現場の実践を経て行われている。現在登録業者は70～80社である。なお、杉並区には保健婦52名、理学療法士・作業療法士が12名(現在実人数10名)が当制度の運用に当たっている。保健婦が意見書をまとめ、理学療法士、作業療法士が建物各部の診断、改善提案をすることが多い。新たな制度が発出して1年弱を経たが、事業の評価を常に心がけながら福祉の増進を図ることが重要と考えている。

昨年12月1日(木)午後6時から9時まで大阪府立労働センターで関西地区の会員の初会合を実施した。会員同士が集まることで、フォーラムの今後の活動や運営に対する会員の考えや期待を伺うこと、地域の会員相互が顔見知りになることで情報交換をしやすくすること等の目的で行った。

当日の出席者は大阪府、京都府、奈良県、兵庫県と関東地区からの出席者3人を含め32名が集まった。職種は環境衛生監視員、保健婦、看護学校教師、医師、ケースワーカー、理学療法士、研究者、雑誌編集者など多様であった。フォーラム事務局からフォーラム結成に至った状況、現在の会員参加状況等を説明した後、それぞれの立場から住まいと健康に対する現在の取り組み状況、問題点等について意見交換をした。東京の事務局と関西地区の連絡体制づくりや、今後の情報交換の窓口として、職域の異なる3氏飯降聖子氏(京都府宇治保健所・保健婦)三木神一郎氏(大阪府環境保健局環境衛生課)、山田一郎氏(大阪府藤井寺保健所長)に当面の連絡担当をお願いし閉幕した。

お知らせ

フォーラムニュースの送付等会員への連絡は、会員の所属宛に行っています。異動等で所属が変わったり、所属の所在地が変わった場合は、すぐに事務局に、FAXかハガキでご連絡ください。春の定期異動によって所属の変更が多いと思いますが、事務処理上、連絡をいただけないと、異動先の調査等に大変手間がかかりますので、速やかにご連絡をお願いします。

本フォーラムの運営、フォーラムニュースの発行・送付にかかる費用は現在、会員の寄付等でまかなっております。フォーラムの維持のため、皆様のご協力をお願い致します。

郵便口座は以下のとおりですので、よろしくお願い致します。

口座番号：00180-4-576848

加入者名：住まいと健康フォーラム

発信者欄に、お名前・ご住所・電話番号をお書きください。

フォーラムのネットワークをより充実させるために、現会員の方々には、各地域での新規会員のお誘いをお願い致します。また、「フォーラムニュース」は、皆さんの積極的な情報交換の場です。こんな調査をした、こんなことを事業化できた、こんな制度を新設した、他方面の職種と連携している、等々どのようなことでも結構ですから、事務局にFAX等でご連絡ください。(誌上匿名を希望される方は、その旨お申し出ください。)

フォーラムニュースは会員の行った事業や研究等を、凝縮したエッセンスとして提供するものです。事業等の詳細な内容については、迷惑にならない範囲で発表者に直接お訊ねください。報告書やまとまった資料をもらえるかも知れません。ニュースの意義ある活用を期待します。

事務局

〒108 東京都港区白金台4-6-1

国立公衆衛生院 建築衛生学部 住宅衛生室 松本恭治 鈴木晃

電話 03-3441-7111 内線277

FAX 03-3446-4314